

第二章 目的及事業

第四條 本組合は日本労働総同盟全日本總労働組合の宣言綱領を貫徹し組合員の福祉を増進するを以て目的とする

第五條 本組合は前條の目的を達する爲に左の事業を行ふ

- 一、宣傳
- 二、出版
- 三、法律相談
- 四、労働條件の維持改善及労働事情調査

第三章 加入及脱退

第六條 本組合員たることをする者は規定の様式に従ひ入會金及び一箇月分以上の組合費を添へ本部若くは支部に申込みをす

第七條 本組合員にして脱退せんとする者は其の理由を具し本部若くは支部の承認を得ることをす

第四章 組合員權利及義務

第八條 本組合員は組合役員の選舉權及被選舉權を有す

第九條 本組合員は第五條の事業より生ずる一切の利益を享有す

第十條 本組合員は毎月規定の組合費を前納する義務を有す

第十一條 本組合員にして本組合の規約及議決に違背したる時は執行委員会の決議により除名する事あるべし

第十二條 本組合員にして組合費三ヶ月分以上を滞納したる時は除名することあるべし

第五章 機關

第十三條 本組合の機關を分ちて左の三種とす

一、大會 二、評議員會 三、執行委員會

第十四條 大會は本部役員及各支部代表者一名並に支部選出の代議員を以て組織し毎年一回以上本組合代表者之を召集し本組合の重要事項を協議決定す。但し評議員會の決議により臨時大會を召集することを得

大會に出席する代議員は組合員五十名毎に一名の割合を以て選出し五十名未満は一名を選出す

第十五條 評議員會は本部役員及び各支部の代表者一名を加へて之を組織し臨時執行委員會の決議に依り主事

第十七條 執行委員會は執行委員を以て之を組織し大會及評議員會の決議に基づき會務の執行に當るものとす

第十八條 執行委員會に左の部門を設け各部に部長一名部員若干名を置き會務の執行に當らしむ

各部長及部員は執行委員の互選により之を定む

- 一、宣傳部
- 二、爭議部
- 三、調査部
- 四、財務部
- 五、法律相談部

第十九條 會務の執行に關する責任は執行委員會之を負ふ

第六章 役員

第二十條 本組合に左の役員を置く

- 一、評議員若干名
- 二、執行委員若干名
- 三、主事一名

第二十一條 (イ)評議員は定期大會に於て之を選出す

(ロ)執行委員は評議員中より互選す (ハ)主事は執行委員中より互選し本組合を代表す。各役員任期は次年度定期大會迄とし或選並に再選を妨げず

第七章 會計

第二十二條 本組合の組合費は一ヶ月金三十錢とし入會金を金五十錢とす

第二十三條 本組合の經費は組合費を以て支拂す

第二十四條 本組合の事業より生ずる一切の收入は本組合に歸屬す

第二十五條 本組合に納附したる組合費及入會金は如何なる事由あるも返戻せず

第二十六條 本組合の支出決算は大會の承認を経べきものとす

第八章 補則

第二十七條 執行委員會の決議により本組合に相談役及顧問を置く事を得相談役及顧問は執行委員會の諮問に應じ組合機能の達成に助力するものとす

第二十八條 本組合員三十名以上を達したる一地方及び一炭坑には支部を設置することを得但し支部規約は執行委員會の承認を要す

第二十九條 本組合大會規定及細則は別に之を定む

第三十條 本組合規約は大會出席代議員五分の三以上の賛成を得るに非ざれば變更することを得ず